

議案第42号

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・
評価について

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況について、別添のとおり点検・評価する。

令和3年8月24日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

議案第 4 3 号

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に
関する規則の一部を改正する規則の制定について

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
(平成 1 7 年教育委員会規則第 9 号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(補助執行) 第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員をして補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～6 [省略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務</td> <td style="border: 2px solid black;">市民生活部市民課に所属する職員</td> </tr> </table>	1～6 [省略]		7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務	市民生活部市民課に所属する職員	<p>(補助執行) 第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員をして補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～6 [省略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[新設]</td> </tr> </table>	1～6 [省略]		[新設]	
1～6 [省略]									
7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務	市民生活部市民課に所属する職員								
1～6 [省略]									
[新設]									
備考 表中の [] の記載は、注記である。									

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

議案第43号資料

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 一部改正の理由

米子市では令和3年10月1日に、デジタル技術を活用し、婚姻、出生、死亡、転出入等に伴う複数の手続を一括で提示し、及び受け付けることにより、住民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、スマート窓口を開設する。

そこで、スマート窓口において、市長の補助機関である職員に対し、学校校区外就学許可申請、区域外就学願及び保護者変更届の受付に関する事務の補助執行をさせるため、米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する。

2 主な改正箇所

補助執行させる事務に、学校校区外就学許可申請、区域外就学願及び保護者変更届の受付に関する事務を追加し、市民生活部市民課に所属する職員に補助執行させる。

議案第 4 4 号

令和 4 年度から令和 6 年度まで使用する中学校歴史分野の教科用図書採択について

令和 4 年度から令和 6 年度まで使用する中学校歴史分野の教科用図書を次のように採択する。

令和 3 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

【中学校】

教科・種目		発行者	書名
社会	歴史	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き

議案第45号

財産の取得について

財産を取得することについて、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定による議会の議決を求める議案を提出する。（米子市議会9月定例会提出分）

令和3年8月24日

米子市教育委員会

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

1 財産の表示

種類	所 在	数 量 (単位:平方メートル)
土地	米子市久米町 6 3 番 1 ほか 9 筆	5,295.68

2 取得の目的 米子城跡保存整備事業用地として取得する。

3 取得価額 2 億 2,000 万円

4 相手方 米子市尾高町 6 6 番地

坂口合名会社

代表社員 坂 口 平兵衛

議案第46号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、米子市長から意見を求められた別添議案については、異議がないものとする。

令和3年8月24日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市立認定こども園条例

(制定理由)

第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の公立保育所の統合建て替え構想に基づき、令和4年4月1日付けで米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園（米子市淀江どんぐりこども園）を設けるため、その設置及び管理に関する事項を定めるとともに、保育料に関する規定等幼保連携型認定こども園の設置に伴い整備が必要となる他の条例の規定について所要の整備を行おうとするものです。

(制定内容)

- 1 米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を次のとおり設置することとする。（第2条関係）

名称	位置
米子市淀江どんぐりこども園	米子市淀江町淀江2番地207

- 2 市長は、認定こども園の定員に余裕のある場合には、保護者の申請により入園資格を有する子ども以外の子どもを入園させることができることとする。（第3条関係）

* 入園資格を有する子ども……満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども

* 子ども……小学校就学の始期に達するまでの者

- 3 市長は、2により認定こども園に入園資格を有する子ども以外の子どもを入園させた場合は、使用料をその保護者から徴収することとする。（第4条第1項関係）
- 4 3の使用料の額は、入園資格を有する子どもの保育単価の相当額とすることとする。（第4条第2項関係）
- 5 3の使用料の徴収の方法は、入園資格を有する子どもの保育料に準ずることとする。（第4条第3項関係）
- 6 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとする。（第5条関係）
- 7 この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）
- 8 認定こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。（附則第2項関係）
- 9 この条例の施行に伴い、次の条例について所要の整備を行うこととする。（附則第3項から第6項関係）
 - (1) 米子市行政手続条例の一部改正（同条例第3条関係）

米子市行政手続条例第2章から第4章の2までの規定の適用が除外される処分及び行政指導として掲げられる学校において教育の目的を達成するためにされる処分及び行政指導の対象に「幼児及びその保護者」を加えることとする。

※ 米子市行政手続条例第2章から第4章の2までの規定の内容

第2章 申請に対する処分

第3章 不利益処分

第4章 行政指導

第4章の2 処分等の求め

※ 幼保連携型認定こども園は、教育基本法上の「法律に定める学校」であることから、幼保連携型認定こども園において教育の目的を達成するために幼児又はその保護者に対してされる処分及び行政指導は、小学校又は中学校の生徒若しくは児童又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導と同様に、通常の行政庁と一般市民等との関係とは異なる関係にある者を対象としてされるものであるため、行政手続条例の一定の規定について適用が除外されるものである。

- (2) 米子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（同条例第2条、第4条及び第5条関係）

学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務は、市立小学校及び市立中学校については教育委員会が行っているところ、認定こども園については、市長が行うこととするための所要の整備を行うこととする。

※ 認定こども園の所管は、市長であるため。

- (3) 米子市児童福祉施設条例の一部改正（同条例第2条関係）

本市が設置する保育所のうち、米子市淀江保育園及び米子市宇田川保育園を廃止することとする。

- (4) 米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部改正（同条例第1条及び第3条から第7条まで関係）

この条例の規定のうち、保育所からの退所、保育所からの退所の届出、保育料、保育料の減免及び一時預かり事業利用料に関する規定を、保育所と同様に、認定こども園についても適用させるため、次のように所要の整備を行うこととする。

ア 市長は、認定こども園において教育・保育を受けている教育・保育給付認定子ども（以下「認定こども園利用子ども」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定こども園利用子どもを当該

認定こども園から退所させることができることとする。

(ア) 感染症又は悪質の疾病にかかったとき。

(イ) 他の子どもに悪影響を及ぼすおそれのあるとき。

イ 認定こども園利用子どもの教育・保育給付認定保護者は、利用期間の中途において、当該認定こども園利用子どもを当該認定こども園から退所させようとするときは、あらかじめ、市長に対し、その旨を届け出なければならないこととする。

ウ 認定こども園利用子どもの教育・保育給付認定保護者は、保育料を納付しなければならないこととする。

エ 保育料の額は、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して市長が定めることとする。

オ 市長は、保育料の額を定めたときは、これを公示しなければならないこととする。

カ 市長は、認定こども園利用子どもの教育・保育給付認定保護者が災害その他特別な事由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができることとする。

キ その保護する子どもについて認定こども園において行う一時預かり事業を利用する保護者は、一時預かり事業利用料を納付しなければならないこととする。

ク 一時預かり事業利用料の額は、市長が定めることとする。

ケ オの規定は、市長が一時預かり事業利用料の額を定めた場合について準用することとする。

コ カの規定は、一時預かり事業の減額又は免除について準用することとする。

(参考事項)

1 米子市淀江保育園及び米子市宇田川保育園の概要

(1) 米子市淀江保育園

ア	所在地	米子市淀江町淀江480番地3
イ	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
ウ	面積	(敷地) 5,033.98平方メートル (建物) 932.57平方メートル (昭和49年3月建築・経年47年)
エ	設置年月	昭和26年12月
オ	定員	90人

カ 在園児の状況 (単位：人)

区 分	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
令和3年7月1日現在	0	14	14	24	22	74

(2) 米子市宇田川保育園

ア 所在地 米子市淀江町中西尾224番地2
 イ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 ウ 面積 (敷地) 3,014.73平方メートル
 (建物) 411.86平方メートル
 (昭和51年2月建築・経年45年)

エ 設置年月 昭和34年1月

オ 定 員 45人

カ 在園児の状況 (単位：人)

区 分	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
令和3年7月1日現在	0	4	9	6	9	28

2 米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園との統合建て替え

(1) 公立保育所の統合建て替え構想

本市では、平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」における教育・保育の量の見込みに対応した需給計画である「米子市子ども・子育て支援事業計画」を基に、これまで教育・保育の受け皿の確保を図ってきたところである。その間に、公共施設等総合管理計画の側面から、公立保育所の統廃合を検討する必要も生じたことから、公立保育所の今後のあり方について検討し、平成30年7月に公立保育所統合建て替えの全体構想を、同年9月に個別構想を公表し、平成31年1月には米子市子ども・子育て支援事業計画（第1期）を改訂し、同計画に当該個別構想を盛り込んだ。この個別構想は、第2期米子市子ども・子育て支援事業計画においても引き継ぎ、その構想に基づき公立保育所の統合建て替えを進めることとしている。（個別構想については、別紙参照）

(2) 公立保育所の建て替え構想の考え方

本市の公立保育所は、「すべての子どもたちが健やかに成長するための切れ目のない支援の実現」を目標とし、①地域における子育て支援の拠点、②特別な支援が必要な子どもや家族への支援、③一時預かり事業などの多様な保育需要への対応、④行政機関としての役割、といった役割を担っている。

一方で、現在の本市の公立保育所では、子育て支援拠点等として対応できるようなスペースを十分に確保することができず、加えて、施設が老

朽化し、現代の保育環境に合わないため、施設の改修で対応することが難しく、建て替えが必要となっている。

しかしながら、今後、子どもの数が減少する中で、現在の施設数を維持したまま建て替えることは、施設の過剰供給となるおそれがあり、また、保育の担い手も不足することが予想される。

そのため、規模の適正化を図りながら、施設数を減らし、集約化することで、保育士を効率的に配置し、地域における子育て支援の拠点化及び多様な保育ニーズへの対応が可能となるよう、量の見込みに対応できる利用定員を維持しながら、公立保育所複数園での統合又は民間保育所との統合を進めることとしている。

(3) 米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園との統合建て替えの経過

上記の個別構想を踏まえ、両保育所保護者や地元自治会等に説明を重ね、令和2年1月に、本市初めての統合園として、米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園との統合建て替えをすることを発表した。

経過

平成30年 9月	第1回淀江保育園保護者説明会 第1回宇田川保育園保護者説明会
10月	第2回宇田川保育園保護者説明会
11月	第3回宇田川保育園保護者説明会 宇田川地区自治会長会において説明
12月	淀江地区自治会長会において説明 第4回宇田川保育園保護者説明会 淀江保育園保護者会役員会において説明
平成31年 1月	第1回淀江保育園・宇田川保育園合同保護者説明会
2月	淀江地区自治会長会において説明 宇田川地区自治会長会において説明 第2回淀江保育園・宇田川保育園合同保護者説明会
3月	淀江地区住民説明会
4月	宇田川地区住民説明会
5月	第1回淀江地区・宇田川地区合同住民説明会
令和元年 6月	第5回宇田川保育園保護者説明会
7月	第2回淀江地区・宇田川地区合同住民説明会
10月	淀江地区自治連合会からの要望書受理 宇田川保育園保護者会・淀江保育園保護者会連名による要望書受理

- 11月 淀江町自治会長連絡協議会役員会において説明
宇田川地区自治会長会において説明
- 12月 宇田川地区自治会長連合会からの要望書受理
淀江地区自治会長会において説明
統合園建設予定地における地下埋設物調査
- 令和2年1月 淀江保育園・宇田川保育園統合建て替えを発表
- 6月 統合園園舎基本設計案に係る意見交換会
- 9月 淀江地区自治会長会において説明
宇田川地区自治会長会において説明
- 10月 統合園園舎基本設計説明会
- 12月 淀江保育園・宇田川保育園保護者追加説明会（3回）
- 令和3年4月 統合園建設開始

(4) 統合建て替えの方法

米子市淀江保育園及び米子市宇田川保育園両園からほど近い保育環境に適した場所に新たな統合園として統合建て替えを行い、機能強化した子育て支援拠点として整備する。また、本市では幼保連携型を基本とした認定こども園の普及に努めていることから、統合建て替え後の園については、幼保連携型認定こども園とする。

(5) 統合建て替え後の予定

ア 統合建て替え後の幼保連携型認定こども園の施設の概要

- (ア) 園名 米子市淀江どんぐりこども園
- (イ) 所在地 米子市淀江町淀江2番地207
- (ウ) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (エ) 面積 (敷地) 4,993.54平方メートル
(建物) 1,789.78平方メートル
- (オ) 設置予定 令和4年4月1日
- (カ) 定員 150人

イ 米子市淀江保育園及び米子市宇田川保育園の跡地利用
いずれも地元自治会等関係者と今後協議予定

3 幼保連携型認定こども園

(1) 位置付け

- ア 根拠法令 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
- イ 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体

的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設（認定こども園法第2条第7項）

ウ 教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を併せ持つ。

エ 幼稚園と同等の法的位置付けとなるように、多種多様な法令で設けられている「学校」に係る規制や特例等についても幼保連携型認定こども園には適用される。

(2) 所管

地方公共団体の長

(3) 教育委員会の関与

ア 地方公共団体の長は、次の場合は教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第27条）

(ア) 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして地方公共団体の規則で定めるものを実施するとき。

(イ) (ア)の規則を制定し、又は改廃しようとするとき。

イ 教育委員会は、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。（地教行法第27条の2）

ウ 教育委員会は、ア及びイによる権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。（地教行法第27条の3）

エ 地方公共団体の長は、幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。（地教行法第27条の4）

(4) 設置の届出

市町村（指定都市等を除く。）が幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。（認定こども園法第16条）

(5) 教育及び保育の内容

主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣）が定める幼
保連携型認定こども園教育・保育要領による。

(6) 設備及び運営の基準

都道府県が定める基準による。

鳥取県認定こども園に関する条例

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則

※ このほか、運営については、米子市特定教育・保育施設及び特定地
域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にもよる。

(7) 入園資格

満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども

(8) 職員

- ・ 園長、保育教諭等を置く。
- ・ 保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する必要がある。
- ・ 公立の幼保連携型認定こども園の教員は、教育公務員特例法に規定する教育公務員となる。

(関係法令)

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
- 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 6 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 7 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
- 9 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
- 10 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）
- 11 鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）
- 12 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）

議案第 4 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

工事の名称	啓成小学校ふれあい棟新築ほか建築主体工事
工事の場所	米子市博労町四丁目 2 9 0 番地
契約金額	4 0 4 , 2 5 0 , 0 0 0 円
相手方	啓成小学校ふれあい棟新築ほか建築主体工事平田組・フィディア・岩崎組特定建設工事共同企業体 代表者 米子市西福原三丁目 1 1 番 2 5 号 株式会社平田組 代表取締役 平 田 淳
契約の方法	公募型指名競争入札

議案第48号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

米子市長 伊 木 隆 司

工事の名称	啓成小学校プール改築建築主体工事
工事の場所	米子市博労町四丁目290番地
契約金額	152,130,000円
相手方	米子市富益町69番地5 株式会社松本組 代表取締役 喜多村 一彦
契約の方法	公募型指名競争入札

議案第49号

令和3年度一般会計補正予算（補正第7回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和3年度予算を次により補正する。

米子市議会9月定例会提出分
(単位：千円)

年度 区分(項・目)	令和3年度予算額			備考
	補正前予算額 (補正第6回分まで)	補正額	補正後予算額	
【7款 商工費】	16,079	0	16,079	
1 商工費	16,079		16,079	
3 観光費	16,079		16,079	
【10款 教育費】	4,327,854	2,000	4,329,854	
1 教育総務費	450,801	0	450,801	
1 教育委員会費	2,617		2,617	
2 事務局費	448,184		448,184	
2 小学校費	1,505,699	0	1,505,699	
1 学校管理費	429,677		429,677	
2 教育振興費	156,195		156,195	
3 学校建設費	919,827		919,827	
3 中学校費	415,318	0	415,318	
1 学校管理費	236,402		236,402	
2 教育振興費	144,616		144,616	
3 学校建設費	34,300		34,300	
4 社会教育費	1,243,555	2,000	1,245,555	
1 社会教育総務費	140,358		140,358	
2 公民館費	386,803		386,803	
3 図書館費	140,988		140,988	
4 教育文化施設費	30,538		30,538	
7 美術館費	61,915		61,915	
10 文化財保護費	482,953	2,000	484,953	
5 保健体育費	712,481	0	712,481	
1 保健体育総務費	138,197		138,197	
4 給食施設費	574,284		574,284	
合 計	4,343,933	2,000	4,345,933	

事業の概要（令和3年度一般会計補正予算（補正第7回））

担当課 文化振興課

（単位：千円）

区分	事業名	補正予算額 （補正後）	説明
継続	市内遺跡発掘調査事業 （4項－10目）	2,000 (10,124)	新たに、5箇所の開発等に伴う事前の試掘調査が必要となったため。 （当初4箇所→変更後9箇所）